

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

I. 説明内容

1. 事業の目的

社会福祉法人岩手和敬会が開設する特別養護老人ホーム浅岸和敬荘（以下「事業者」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の従業者（以下「介護老人福祉施設介護職員等」という。）が、要介護状態にある方に対し、適正な指定介護老人福祉施設の介護等を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

事業所の介護老人福祉施設介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 019-651-6111（土日祝日を除く平日の午前9時～午後5時まで）

担当 相談部：相談員 熊谷江梨子・佐々木弘美・平田奈緒
介護支援専門員 千葉美里・宍戸かつみ

（ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。）

4. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）浅岸和敬荘の概要

（1）提供できるサービスの種類

施設名称	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）浅岸和敬荘
所在地	岩手県盛岡市浅岸三丁目23番50号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（0370104507号）

（2）施設設備の概要

定員		100名	静養室	1室2床
居室	4人部屋	16室	医務室	1室
	2人部屋	8室	食堂	4カ所
	個室	20室	機能訓練室	1カ所
浴室		一般浴槽と機械浴槽があります。	談話室	4カ所
相談室		2室		

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1名		運営管理
医師	医師		1名	健康管理
生活相談員	社会福祉士	1名以上		相談・苦情
管理栄養士	管理栄養士	1名以上		栄養管理
機能訓練指導員	看護職員	1名以上		機能訓練
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上		介護計画
事務員		3名以上		経理・労務
調理員		4名以上		調理
看護職員	看護師、准看護師	3名以上		健康管理
介護職員	介護福祉士、介護士	34名以上		介護

5. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

利用者様の解決すべき課題を把握し、ご意向を踏まえた上で計画を作成します。

② 食事

朝食8：15、昼食12：00、夕食18：00、各階の食堂でお召し上がり下さい。経管栄養の方については、この通りとは限りません。利用者様が居室等で食事を摂りたいと希望された時は摂取場所を選択できます。時間も相談に応じます。ただし、利用者様の身体状態や災害時等、食事内容や提供時間を変更させていただく場合がございます。

③ 入浴

週に2回入浴して頂けます。一般浴槽のほか、機械浴槽（車椅子型の中間浴やストレッチャー型の特別浴等）がございます。ご希望があれば、入浴形態を選択できます。ただし、身体状態や災害時等の状況により、入浴形態の変更や清拭対応をさせていただく場合がございます。

④ 介護

施設サービス計画に沿って次の介護を行います。着替え、排泄、食事(口腔ケアを含む)等の介助、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い、レクリエーション、活動・・・等

⑤ 機能訓練

機能訓練室における訓練に限らず、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を主体に行っています。

⑥ 生活相談

常勤の相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦ 栄養管理

栄養ケア計画に沿って年齢や心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事提供を行い、栄養管理を行います。

⑧ 健康管理

当施設では、年に1回健康診断を実施し、その結果、あるいは病状に応じて随時諸検査を行って

います。また、月に1回程度、診察室にて医師の診察や健康相談を受けることができます。看護師への相談は常時受け付けております。

⑨ 重度化及び看取りの対応

常勤の看護師を配置し、看護に係る責任者として定めています。看護師とは24時間連絡体制を確保し必要に応じて健康上の管理等を行うことができます。また、「看取り」に関する指針を定め、「看取り」の職員研修を行い、「看取り」のための個室を確保しています。「看取り」の実施に当たっては、『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』に沿った取り組みを行います。

⑩ 療養食の提供

医師の指示により、糖尿病食、腎臓病食等、疾患に基づく食事及び特別な場合の検査食を提供します。別途療養食加算をご負担いただきます。

⑪ 特別食の提供

利用者様の嗜好による食品や、食材を希望する場合は前日までにお申し込み下さい。料金は別途かかります。

⑫ 口腔衛生の管理

歯科医師等から口腔衛生の管理に係る技術的助言や指導を受け、口腔の健康の保持を図ります。

⑬ 理容サービス

月に1回程度、理容サービスを実施しています。料金は別途かかります。その他、美容サービスの相談も受け付けています。ただし、感染症流行等や災害時等の状況により、サービス内容が変更になる場合がございます。

⑭ 行政手続代行

行政手続き等を代行します。手続きに係る経費が発生した場合はご負担していただきます。

⑮ 日常費用支払代行

日常生活に係る諸費用の支払い代行を可能な範囲で行います。その費用の清算方法は、施設利用料金に合算しご請求させていただきます。日常費用の支払いのための通帳を、施設に管理を依頼する場合は、別途預貯金通帳管理費をご負担いただきます。

⑯ 所持品保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。但し、お預かりできる所持品の種類や体積には制限があります。

⑰ レクリエーション

年間行事計画及び趣味活動計画に基づいて行事等を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

等

6. 利用料金

(1) 基本料金（保険給付／1割負担の場合の料金／1日当たりの基本料金）

①介護福祉施設サービス費

	従来型個室・多床室
要介護度 1	5 8 9 円
要介護度 2	6 5 9 円
要介護度 3	7 3 2 円
要介護度 4	8 0 2 円
要介護度 5	8 7 1 円

高額介護サービス費

収入要件	負担の上限（月額）
課税所得 6 9 0 万円（年収約 1, 1 6 0 万円）以上	1 4 0, 1 0 0 円
課税所得 3 8 0 万円（年収約 7 7 0 万円）～課税所得 6 9 0 万円 （約 1, 1 6 0 万円）未満	9 3, 0 0 0 円
市町村民税課税～課税所得 3 8 0 万円（年収約 7 7 0 万円）未満	4 4, 4 0 0 円
市町村民税世帯非課税者	2 4, 6 0 0 円
・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 8 0 万円以下の方等	1 5, 0 0 0 円
生活保護を受給している方等	1 5, 0 0 0 円

②各種加算

①身体拘束未実施減算	介護福祉施設サービス費×10％円	
②安全管理体制未実施減算	5 円	
③高齢者虐待防止措置未実施減算	介護福祉施設サービス費×1％円	
④業務継続計画未策定減算	介護福祉施設サービス費×3％円	
⑤安全管理の基準を満たさない場合減算	1 4 円	
⑥日常生活継続支援加算	3 6 円	
⑦看護体制加算（Ⅰ）	4 円	
看護体制加算（Ⅱ）	8 円	
⑧夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1 3 円	
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1 6 円	
⑨個別機能訓練加算（Ⅰ）	1 2 円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	（月額）	2 0 円
個別機能訓練加算（Ⅲ）	（月額）	2 0 円
⑩ADL維持等加算（Ⅰ）	（月額）	3 0 円
ADL維持等加算（Ⅱ）	（月額）	6 0 円
⑪若年性認知症入所者受入加算	1 2 0 円	
⑫外泊時費用	（月6回限度）	2 4 6 円
⑬外泊時在宅サービス利用費用	（月6日限度）	5 6 0 円
⑭初期加算	（入所した日から起算して30日以内） 3 0 円	

⑮退所時栄養情報連携加算	(月 1 回限度)	7 0 円
⑯再入所時栄養連携加算	(1 回限り)	2 0 0 円
⑰退所前訪問相談援助加算		4 6 0 円
退所後訪問相談援助加算		4 6 0 円
退所時相談援助加算		4 0 0 円
退所前連携加算		5 0 0 円
退所時情報提供加算		2 5 0 円
⑱協力医療機関連携加算 (1)	(月額)	1 0 0 円
協力医療機関連携加算 (2)	(月額)	5 円
(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れられる体制を確保している 協力医療機関と連携している場合。 ※令和 7 年 4 月 1 ～ (月額) 5 0 円		
(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合		
⑲栄養マネジメント強化加算		1 1 円
⑳経口移行加算		2 8 円
㉑経口維持加算 (I)	(月額)	4 0 0 円
経口維持加算 (II)	(月額)	1 0 0 円
㉒口腔衛生管理加算 (I)	(月額)	9 0 円
口腔衛生管理加算 (II)	(月額)	1 1 0 円
㉓療養食加算	(該当者・ 1 回につき)	6 円
㉔配置医師緊急時対応加算		
配置医師の勤務時間外の場合	(1 回)	3 2 5 円
早朝・夜間の場合	(1 回)	6 5 0 円
深夜の場合	(1 回)	1, 3 0 0 円
㉕看取り介護加算 (I) 1	(死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下)	7 2 円
看取り介護加算 (I) 2	(死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下)	1 4 4 円
看取り介護加算 (I) 3	(死亡日の前日及び前々日)	6 8 0 円
看取り介護加算 (I) 4	(死亡日)	1, 2 8 0 円
看取り介護加算 (II) 1	(死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下)	7 2 円
看取り介護加算 (II) 2	(死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下)	1 4 4 円
看取り介護加算 (II) 3	(死亡日の前日及び前々日)	7 8 0 円
看取り介護加算 (II) 4	(死亡日)	1, 5 8 0 円
㉖認知症専門ケア加算 (I)		3 円
認知症専門ケア加算 (II)		4 円
㉗認知症チームケア推進加算 (I)	(月額)	1 5 0 円
認知症チームケア推進加算 (II)	(月額)	1 2 0 円
㉘褥瘡マネジメント加算 (I)	(月額)	3 円
褥瘡マネジメント加算 (II)	(月額)	1 3 円
㉙排泄支援加算 (I)	(月額)	1 0 円
排泄支援加算 (II)	(月額)	1 5 円
排泄支援加算 (III)	(月額)	2 0 円
㉚自立支援促進加算	(月額)	2 8 0 円
㉛科学的介護推進体制加算 (I)	(月額)	4 0 円
科学的介護推進体制加算 (II)	(月額)	5 0 円
㉜安全対策体制加算	(入所時 1 回限り)	2 0 円
㉝高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	(月額)	1 0 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	(月額)	5 円
㉞新興感染症等施設療養費	(月 5 日限度)	2 4 0 円

③⑤生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（月額）	100円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（月額）	10円
③⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6円
③⑦介護職員等処遇改善加算Ⅰ	（介護福祉施設サービス費＋加算合計）×14.0％	円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	（介護福祉施設サービス費＋加算合計）×13.6％	円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	（介護福祉施設サービス費＋加算合計）×11.3％	円
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	（介護福祉施設サービス費＋加算合計）×9.0％	円

＊有資格者や常勤職員の割合により加算体制が変わる場合がございます。

＊介護保険負担割合証に記載された割合でご負担いただきます。

（２）基本料金（保険給付外／１日当たりの基本料金）

①居住費

区 分		従来型個室	負担限度額	多 床 室	負担限度額
負 担 段 階	第１段階	380円	1.2万円	0円	0円
	第２段階	480円	1.5万円	430円	1.3万円
	第３段階	880円	2.7万円	430円	1.3万円
	第４段階	1,231円 （基準額）	3.7万円	915円 （基準額）	2.8万円

＊負担限度額は月額概算です。

＊入所期間中の入院・外泊期間は、区分に応じた金額をご負担いただきます。

第１段階の方は430円です。（介護保険給付期間以降）

②食費

区 分		負担限度額	
負担 段階	第 1 段階	3 0 0 円	0 . 9 万円
	第 2 段階	3 9 0 円	1 . 2 万円
	第 3 段階①	6 5 0 円	2 . 0 万円
	第 3 段階②	1 , 3 6 0 円	4 . 1 万円
	第 4 段階	1 , 4 4 5 円 (基準額)	4 . 3 万円

	1 食あたり金額
朝食	3 3 0 円
昼食	6 8 0 円
夕食	4 3 5 円

（３）その他の費用

項 目	
趣 味 活 動 費	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
教 養 娛 楽 費	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
行 事 参 加 費	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
理 ・ 美 容 代	実費のみ負担（業者価格）
行 事 食	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
所持品保管料	施設負担、個人負担はありません。
預貯金通帳管理費	50円（在籍1日あたり）
特別な洗濯代	実費のみ負担（業者価格）
電気器具持込費（電気料）	テレビ、ラジオ、パソコン等の電気機器（充電式を除く）を持ち込んだ場合、1台につき10円（在所1日あたり）

郵便物転送費用	ご本人宛の郵便物の転送を希望する場合、実費のみ負担（切手・封筒代）。ただし、請求書郵送時に同封を希望する場合は施設負担、個人負担はありません。
---------	---

（４）基本料金の減免措置

低所得者等への減免措置については、制度の範囲内において実施します。

（５）支払方法

- ・毎月、１５日頃までに前月分の請求をいたします。お支払い頂きますと、領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則通帳からの自動引き落としとさせていただきます。
- ・現金でのお支払いやお振込みをご希望の方はご相談ください。
- ・事務室窓口の営業時間は午前８時３０分から午後５時まで、土日祝日も同様です。

７．入退所の手続き

（１）入所手続き

入所申し込みに関しては、お電話またはご来荘にて受け付けし、相談・見学等に対応しております。申し込みを受理した後、必要に応じて電話調査や訪問調査を実施します。入所の候補になりますと入所判定会議にかけさせていただき、居室の空ができましたら確定いたします。入所が決まりましたら契約を結び、サービスの提供を開始します。

（２）退所手続き

①利用者様のご都合で退所（サービス利用契約の終了）する場合。

退所を希望する日の３０日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合。
- ・利用者様が要介護認定の更新で、非該当（自立）、要支援１または要支援２、要介護１または要介護２と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、要介護１または要介護２の場合、やむを得ない事由による特例的な入所が認められる場合があります。

③その他

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず３０日以内に支払わない場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者様またはご家族様等が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信・迷惑行為（殴る、蹴る、物を投げる、怒鳴る、威圧的な態度、無視、過度な要求、性的迷惑行為等といった身体的・精神的暴力やあらゆるハラスメント行為）を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者様が病院または診療所に入院し、明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

8. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者本位（自己決定の尊重）
- ・規則を最小限にする（自由最大化状況）
- ・十分な説明と同意
- ・サービスの自己評価
- ・施設オンブズマンの導入

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	同性介護を希望される方は申し出て下さい
従業員への研修の実施	有	毎月 1 回施設内研修、外部研修は随時
サービスマニュアルの作成	有	事業単位に整備
身体的拘束	無	やむなき場合は、三要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たしていることを確認し、慎重に検討を行います
看取り介護	有	ご意向を確認しながら進めていきます
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 午前 7 時～午後 8 時（利用者様の体調が優れない時や、感染症流行時期はご遠慮いただく場合がございます。事前にご確認下さい）
- ・外出、外泊 いつでも可能（ただし、健康状態の確認が必要）
- ・飲酒、喫煙 可能（ただし、医師の制限のない方。また、喫煙場所には制限があります）
- ・設備、器具の利用 いつでも可能（洗濯機やキッチンも自由にお使い下さい）
- ・金銭、貴重品の管理 金庫にお預かりします（居室のセーフティボックスでも可能）
- ・所持品の持ち込み ご自由にどうぞ（ただし、同室の方の迷惑にならない範囲で）
- ・施設外での受診 中津川病院と協力病院の契約を結んでおります。
- ・宗教活動 自由（ただし、他者の権利を侵害しない範囲で）

(4) 第三者評価

- ・実施の有無 無し
- ・実施日
- ・評価機関
- ・評価結果の開示状況

9. 緊急時の対応方法

- ・利用者様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族様に速やかに連絡いたします。
- ・配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めます。また、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行います。

(1) 協力病院（嘱託医含む）

一般財団法人岩手済生医会 中津川病院（内科・リハビリテーション科）
住所 岩手県盛岡市下米内二丁目 4 番 1 2 号
電話 0 1 9 - 6 6 2 - 3 2 5 2

(2) 協力歯科医院

みやのデンタルオフィス
住所 岩手県盛岡市中屋敷町 7 番 1 7 号
電話 0 1 9 - 6 4 3 - 5 7 7 3

緊急連絡先						
①	フリガナ		続柄		生年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
	氏 名					
	住 所	〒				
	自宅電話		携帯電話			
	勤務先		勤務先 電話番号			
②	フリガナ		続柄		生年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
	氏 名					
	住 所	〒				
	自宅電話		携帯電話			
	勤務先		勤務先 電話番号			
③	フリガナ		続柄		生年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
	氏 名					
	住 所	〒				
	自宅電話		携帯電話			
	勤務先		勤務先 電話番号			

10. 事故発生時の対応

- ・利用者様に対するサービス提供にあつて事故が発生した場合には、速やかに事業所はご家族に連絡すると共に対処します。また、事故状況とその際にとった処置について記録をとり、保険者へ報告します。
- ・サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。
- ・事故発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底します。また、事故発生防止のための委員会及び研修を定期的の実施し、これらを実施するための担当者を設置しています。

1 1. 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止推進

- ・サービス提供にあたり、原則として身体拘束は行いません。ただし、利用者様または他の利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、三要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たしていることを確認し、慎重に検討を行います。
- ・身体拘束適正化指針及び高齢者虐待防止推進内容を含む利用者様の権利擁護規程を定める他、利用者様の権利擁護を組織的に推進するための委員会活動や定期的な研修を実施し、これらを実施するための担当者を設置しています。
- ・事業所は、虐待と疑われる事案が発生した場合は、虐待防止のための指針に則り、発生状況の把握と対応を行い、行政機関への通報や警察への通報等必要な措置を講ずると共に、関係機関との連携を図り再発防止に努めるものいたします。

1 2. 感染症対策

- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定める他、感染対策を組織的に運営するための委員会活動や定期的な研修及び発生時の訓練（シミュレーション）を実施します。
- ・事業所は、感染症や食中毒が疑われる事案が発生した場合は、感染対策マニュアルに則り、発生状況の把握と対応を行い、行政機関等へ報告すると共に、関係機関との連携を図り感染拡大防止や食中毒まん延防止に努めるものいたします。

1 3. 非常災害対策

- ・防災時の対応 施設内の避難経路図を必ず確認して下さい
- ・防災設備 スプリンクラー、屋内消火栓、非常放送、消防署ホットライン
- ・防災訓練 年3回以上
- ・防火責任者 施設長（防災委員会、職員自衛消防隊、地域協力員）

1 4. 業務継続計画の策定

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・事業所は、従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 秘密保持について

- ・事業所および事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・予め文書で同意を得ない限り、個人情報了他機関へ提供しません。

1 6. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担 当：相談部 電話 019-651-6111

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時

苦情解決責任者 （施設長 長岡 修）

苦情対応委員会 （役職会議）

施設オンブズマン（利用者自治会代表、町内会長、ご家族代表、ボランティア代表等）

②その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

1) 盛岡市役所介護保険課（保険者が盛岡市の方） 電話 019-626-7562

2) 岩手県国民健康団体連合会 電話 019-604-6700

3) 岩手県福祉サービス運営適正化委員会 電話 019-637-8871

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人岩手和敬会	
代表者役職・氏名	理事長 三田光男	
法人所在地・電話番号	岩手県盛岡市浅岸三丁目23番50号	
定款の目的に定めた事業	1. 社会福祉事業 2. 公益事業 3. その他これに付随する業務	
施設・拠点等	介護老人福祉施設	3カ所
	短期入所生活介護（空床型）	3カ所
	通所介護（盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業）	2カ所
	居宅介護支援	2カ所
	配食サービス	2カ所
	地域包括支援センター	2カ所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者			
所在地	岩手県盛岡市浅岸三丁目23番50号		
名称	浅岸和敬荘		
施設長	長岡 修		印
説明者	所属	相談部	
	氏名	熊谷 江梨子	印

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けた上で、サービス提供を受けることに同意し、入所を申込みます。

利用者	住所		
	氏名		印
(身元引受人)	住所		
	氏名		印